

保険会社向けの総合的な監督指針 新旧対照表

原 案(パブリックコメント案)	改 正 後
- 3 - 5 - 1 顧客に対する説明責任、適合性原則 - 3 - 5 - 1 - 2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (同左) (14) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第 2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下、(14)において「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除抑制のための十分な体制が整備されているか。 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。 (注)社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。 ア・会社の定める一定金額(以下「保険金の限度額」という。)を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。 また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラル	- 3 - 5 - 1 顧客に対する説明責任、適合性原則 - 3 - 5 - 1 - 2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 (同左) (14) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、法第 3 条第 4 項第 1 号に規定する保険(年金保険及び生存保険を除く。)及び同項第 2 号に規定する保険(損害を填補することを約した保険を除く。)の契約について、 保険契約の引受基準が社内規則等に定められ、会社が知り得た他の生命保険契約又は損害保険契約(以下、(14)において「他の保険契約」という。)を含む保険金額が当該引受基準に比し過大である場合には、より慎重な引受判断を行うなどモラルリスク排除抑制のための十分な体制が整備されているか。 保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数に基づき算定した額と保険金額(会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。)との比較などにより、保険金額の妥当性(過大でないこと)を判断・確認する方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。 (注)社内規則等を定めるにあたって、次の点に留意しているか。 ア・会社の定める一定金額(以下「保険金の限度額」という。)を超える保険契約の引受審査を行う場合には、保険契約者又は被保険者の収入、資産、逸失利益等の計数を客観的かつ合理的な方法により確認する等、適切な審査を行う旨を定めているか。 また、客観的かつ合理的な方法により確認できない場合には、モラル

原 案(パブリックコメント案)	改 正 後
リスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。 イ．死亡保険（規則第 53 条の 7 第 2 項に規定する死亡保険をいう。）の引受けについて （ア）保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、（社）生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は（社）日本損害保険協会の「契約内容登録制度」等（以下「契約内容登録制度等」と総称する。）への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。 （イ）その他、保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、顧客ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。 <u>（新設）</u> 保険金の限度額を社内規則等で定めている場合には、当該限度額以内で保険が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。	リスク排除・抑制の観点から、より慎重な対応を要する旨を定めているか。 イ．死亡保険（規則第 53 条の 7 第 2 項に規定する死亡保険をいう。）の引受けについて （ア）保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、死亡保険に係る保険金の限度額を具体的に定め、これを超える保険金額による保険の引受けを行わないものと定めているか。また、この限度額は、（社）生命保険協会の「契約内容登録制度・契約内容照会制度」又は（社）日本損害保険協会の「契約内容登録制度」等（以下「契約内容登録制度等」と総称する。）への照会結果を踏まえ、同一被保険者の他の死亡保険に係る保険金額と通算する旨を定めているか。 （イ）その他、保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、顧客ニーズの確認等を通じ、適切な引受審査を行う旨を定めているか。 <u>（注）規則第 53 条の 7 第 2 項に規定する「不正な利用のおそれが少ないと認められるもの」とは、例えば 一時払終身保険、一時払養老保険のほか、既払込保険料相当額に運用益等を加えた金額程度の保険金を被保険者の死亡時に支払う個人年金保険や学資保険、遊園地などにおいて不特定の入場者が、事故等によって死亡した場合の見舞金の支払いを行うための団体保険、等の不正な利用が発生するおそれが少ないことを合理的に説明可能なものをいう。</u> 保険金の限度額を社内規則等で定めている場合には、当該限度額以内で保険が引き受けられているかを検証するシステムを構築しているか。また、保険の不正な利用を防止することにより被保険者を保護するため、適切な引受審査が行われていることを検証する体制を構築しているか。

原 案(パブリックコメント案)	改 正 後
保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。 保険金額の決定に際し、契約内容登録制度等を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。 (15) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。 なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。 (16) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 （「 - 3 - 3 - 2（2）」、「 - 3 - 3 - 2（3）」、「 - 3 - 3 - 6（2）」、「 - 3 - 3 - 6（3）」も参照のこと。） （同左） （同左）	保険金額（会社が知り得た他の保険契約に係る保険金額を含む。）の妥当性を判断・確認する方法等について、生命保険募集人及び損害保険募集人に対して適正な教育・指導を行うための体制が整備されているか。 保険金額の決定に際し、契約内容登録制度等を利用する等モラルリスク排除・抑制のため効果がある方法を採用する体制が整備され、当該制度の利用その他の方法で知り得た他の保険契約に係る保険金額を勘案した結果が適切に記録されているか。 (15) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、生命保険及び損害保険の契約について、保険契約者又は被保険者本人が、所定の欄に署名又は記名押印することを確保するための方法を含む社内規則等が適切に定められ、それに基づき業務が運営されるための十分な体制が整備されているか。 なお、本人以外の者に押印を行わせる場合には、社内規則等に本人以外の者が押印を行える場合を限定して規定するとともに、その場合における取扱いを規定しているか。 (16) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、「契約概要」、「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。 （「 - 3 - 3 - 2（2）」、「 - 3 - 3 - 2（3）」、「 - 3 - 3 - 6（2）」、「 - 3 - 3 - 6（3）」も参照のこと。） （同左） （同左）

原 案(パブリックコメント案)	改 正 後
(17) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険会社等において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。 (同左) (同左) (18) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。 (同左) (19) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。 (同左) (同左)	(17) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険会社等において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、以下のような体制が整備されているか。 (同左) (同左) (18) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、保険契約の申込みを受けるにあたり、顧客に対して契約内容の確認を求めるとともに、例えば、申込書の写しや申込内容を記載した書面等を顧客に交付する等の体制が整備されているか。 (同左) (19) 規則第 53 条の 7 第 1 項に規定する措置に関し、トンチン性の高い商品については、保険会社が顧客に対して、その商品特性について十分説明を行うための体制が整備されているか。 (同左) (同左)